

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

- ①特定の児童や立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ②児童は、自らいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- ③市、保護者、地域、関係機関はそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し活動する。

この3点を踏まえ、いじめをどの学校でも起こることとして、児童の SOS を早期にとらえ、その意志に寄り添い、関係機関との連携の下、迅速かつ適切に対応できるよう、神奈川小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

管理職・児童支援専任・学年主任・当該児童と関係児童の担任、必要に応じて外部専門機関で構成することとする。SC や SSW 等の専門職には、いじめ認知の視点やいじめを受けた児童の回復状況の確認や支援について助言をもとめることができる。

(2) 委員会の運営

月1回定期的に管理職と全ての教職員で「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。この委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。また、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。校長の責任の下、会議録を作成・保管するとともに、毎月教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

(3) 活動内容

学校いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関との連絡を担う。区役所、児童相談所等と連携して、多面的な視点から支援を実施する。

3 取組の年間計画

早期発見に向けての主な活動内容		
4月	○問題行動調査 ○いじめ防止基本方針やいじめ防止対策委員会についての周知	入学式、懇談会 地域巡回
5月	○いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式アンケート) ○かなっ子面談	保護者面談
6月	○YPアセスメント(学校生活についてのアンケート・支援検討会)	学校運営協議会 浦島丘中地区懇談会
7~8月	○横浜子ども会議 ブロック会議・神奈川区交流会	希望面談週間
9月		懇談会
11月	○YPアセスメント(学校生活についてのアンケート・支援検討会) ○いじめ解決一斉キャンペーンアンケート(無記名式)	
12月	○かなっ子面談 ○人権週間→人権についての授業	保護者面談 学校評価
2月		懇談会
3月	○いじめ防止基本方針見直し	

年間	毎朝の心と体の健康観察(スタディナビ) 学校いじめ防止対策委員会(毎月、随時) 職員会議(毎月) 校内研修(毎月)	
----	---	--

4 基本的な対応方針

(1) いじめの未然防止

「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用し、いじめの未然防止の視点を持ち、計画的に児童指導・学級経営を行う。すべての教育活動において、一人ひとりを大切に、自己肯定感が育まれるようにする。また、インターネット上で行われるいじめに対しては、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。毎朝の心と体の健康観察(スタディナビ)、定期的なアンケート調査、かなっ子面談(教育相談)の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、会議録の作成を行う。児童の意思を尊重しながら、児童及び保護者への支援、関係児童及び保護者への指導・支援をする。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察に学校として相談・通報を行う。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月以上止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(第1号)、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(第2号)とする。(いじめ防止対策推進法大28条第1項)

(2) 発生の報告 学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3か月以内に終えることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。かなっ子いじめ防止プロジェクト(児童有志)や学校運営協議会(地域・関係機関)でいじめ防止について協議する場を設け、意見を取り入れる。学校評価の評価項目に、いじめ防止等の取組に関する項目を位置付ける。

7 参考資料

横浜市いじめ基本方針(令和7年5月改訂) 横浜市いじめ防止基本方針(概要版)
いじめの防止のための基本的な方針(文部科学省 平成29年3月14日改訂)
いじめ重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省 令和6年8月改訂版)